広 報 資 料 平成22年 5 月26日 暴力団対策課

## 日本証券業協会における暴力団排除の取組みと警察からの情報提供について

## 1 日本証券業協会における暴力団排除の取組み

証券業界においては、証券市場及び証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除を推進しており、平成21年3月、日本証券業協会が国家公安委員会から不当要求情報管理機関として登録。

同協会は、不当要求情報管理機関として、協会会員からの照会・回答機能を高めるため、

5月18日、取引約款等への暴力団排除条項導入の義務付け等、厳格な自主規制規 則を制定

反社会的勢力データベースの構築

を推進。

## 2 日本証券業協会からの警察庁に対する要望

平成22年4月7日、日本証券業協会会長から警察庁長官に対し、証券取引からの暴力 団排除を徹底するため、すべての新規顧客について、即時に警察の保有する暴力団情報 を活用することができるよう支援を求める旨の要望がなされた。

## 3 警察の対応方針

証券取引等からの暴力団等反社会的勢力の排除する日本証券業協会の取組みを支援するため、暴力団構成員該当性の有無に関する日証協からの照会を警察庁において受理し、迅速に情報提供を行う枠組みを構築する方針